

千葉県職員倫理条例
千葉県職員倫理規則
問答集

令和7年2月
総務部総務課

目次

・令和7年2月改訂の際に対象となった箇所は、
赤字で記載しています。

【条例・規則の対象】

1	派遣職員	1
2	市町村研修生	1
3	企業から出向している者	1

【事業者等】

4	市町村	2
5	法人の役員	2
6	法人の従業員、代理人等	2

【贈与等報告書】

7	株式配当を受領した場合等	3
8	私的な経済行為の場合	3
9	自分の著作物を受領した場合	3
10	祝儀、香典返し等を受領した場合	3
11	表彰に伴う賞金を受領した場合	4
12	組織として寄附を受けた場合	4
13	出向先での執筆に対する報酬を受けた場合	4
14	報酬における必要経費及び源泉徴収の考え方	4
15	原稿料の報酬の報告	5
16	儀礼性の高い会合	5
17	一次会及び二次会に分かれた場合の報告	5
18	パーティーにおける飲食及び記念品の報告	5
19	講演等に提供される飲食の報告	5
20	贈与等の価額の算定時点	6
21	贈与等の価額の推定	6
22	外国における贈与等の価額	6
23	報告における消費税の扱い	7

24	定期刊行物の受領をしている場合の報告	7
25	講演を行った場合における旅費・宿泊費の扱い	7
26	供応接待の価額の推定	7
27	一部を自己負担した場合の贈与額の算定	7
28	所属宛ての贈与の報告	8
29	事業者等の自動車を利用した場合の報告	8
30	家族が贈与を受けた場合の報告	8
31	議員から贈与を受けた場合の報告	9

【報告書の閲覧】

32	贈与等報告書の閲覧	9
33	報告書の情報開示	9

【利害関係者】

（総論）

34	市町村職員	10
35	国、都道府県の職員	10
36	公益法人、社会福祉法人	10
37	議員活動における利害関係	10
38	事業を行っている議員	10
39	議員活動と事業者としての活動の違い	11
40	審議会等の委員	11
41	報道関係者	11
42	職員	11
43	県に常駐する委託業者	12
44	利害関係者と生計を同一にする者	12
45	部長及び担当部長等の利害関係者	12
46	専決する場合の利害関係者	12

（許認可等の相手方）

47	旅券の申請者	13
----	--------	----

(補助金等の交付の対象者)	
48	間接補助金を受ける者…………… 13
(検査等を受ける者)	
49	立入検査の相手が利害関係者となる時点…………… 13
(不利益処分の名宛人)	
50	課税対象者が利害関係者となる時点…………… 13
(行政指導を受けている者)	
51	普及指導を受けている者…………… 14
(事業の発達、改善及び調整に関する事務の相手方)	
52	事業の発達、改善及び調整に関する事務の相手方…………… 14
(契約の相手方)	
53	水道供給を受ける者…………… 15
54	製品売り込みの営業マン…………… 15
55	契約を締結した事業者の下請企業…………… 15
56	契約履行の監督、検査…………… 15
57	用地交渉の相手が利害関係者となる時点…………… 16
(入札参加資格を有する者)	
58	工事発注の積算…………… 16
59	指名競争入札の指名業者…………… 16
60	出先機関の職員…………… 16
(過去の利害関係者)	
61	他任命権者から異動した場合における過去の利害関係者…………… 17
62	退職派遣における利害関係者…………… 17
【禁止行為】	
(金銭、物品等の贈与)	
63	利害関係者からの香典…………… 18
64	利害関係者からの供花…………… 18
65	利害関係者から婚約者への祝儀…………… 18
66	利害関係者からの寄附…………… 18
67	返送した物品の取扱い…………… 19
68	なま物の取扱い…………… 19

（金銭の貸付）

69 金融機関からの金銭の貸付	19
-----------------	----

（無償の役務提供）

70 打合せ後のタクシー利用	19
71 利害関係者とのタクシーの同乗	20

（供応接待）

72 観劇等によるもてなし	20
73 職務としてイベントを視察した場合	20
74 団体からの供応接待	21
75 乾杯のみで退席する会食	21
76 賀詞交歓会	21
77 割り勘の金額	22
78 利害関係者の自宅での飲食	22
79 上司と参加した利害関係者との会食	22

（遊技、ゴルフ）

80 遊技の範囲	23
81 ゴルフコンペへの参加	23

（旅行）

82 公務のための旅行	23
-------------	----

（第三者に対して禁止行為をさせること）

83 家族に宣伝用物品等を贈与させる行為	23
84 第三者に利益を受けさせる行為が違反となる時点	24

【禁止行為の例外】

85 菓子折りの受領	25
86 サンプル品・試供品の受領	25
87 欠席した立食パーティーにおける記念品の受領	25
88 県職員のみ無償である立食パーティーへの参加	25
89 立食パーティーの費用が5千円を超える場合	26
90 立食パーティーに準じたパーティーへの参加	26
91 船舶の利用	26
92 職務として出席した会議	26
93 会議における手土産	27

94 簡素な飲食物の範囲	27
--------------	----

【禁止行為の例外（私的關係）】

95 近隣の居住者からの香典	28
----------------	----

96 以前の勤務先の同僚	28
--------------	----

97 県を退職した者	28
------------	----

【倫理保持阻害行為】

98 所属職員に配布した場合の取扱い	29
--------------------	----

99 他任命権者の職員の倫理保持阻害行為	29
----------------------	----

【飲食の届出】

100 利害関係者との飲食の届出が必要となる典型例	30
---------------------------	----

101 新年会の扱い	30
------------	----

102 外郭団体の役職員との飲食	31
------------------	----

103 事前の届出をしていない利害関係者との飲食	31
--------------------------	----

104 利害関係者の結婚披露宴に出席する場合の祝儀等	31
----------------------------	----

105 ホテル等で開催されるパーティーに出席する場合における適正な費用負担	31
---------------------------------------	----

106 領収書やレシートによる総額の確認	32
----------------------	----

107 利害関係者と飲食の会場で同席しただけの場合	32
---------------------------	----

108 届出をした飲食に不参加となった場合の手續	32
--------------------------	----

109 事前の届出の内容と実際の飲食の内容に違いがある場合	33
-------------------------------	----

110 事後の届出の期限	33
--------------	----

111 禁止行為の例外となる飲食について自己の費用を負担した場合	33
----------------------------------	----

【届出の対象から除外される飲食】

（県又は県に事務局を置く団体が主催する会合での飲食）

112 団体の支部	35
-----------	----

（事業者等により構成される団体が主催する会合での飲食）

113 想定外の利害関係者が参加する懇親会	35
-----------------------	----

114 二次会の取扱い	35
-------------	----

115 講演会の主催者による懇親会があることを当日に知った場合の取扱い	35
-------------------------------------	----

(勤務する時間内における飲食)

116	会議が正規の勤務時間外まで開催される場合における勤務時間内の飲食	36
-----	----------------------------------	----

117	職務専念義務が免除されている時間の取扱い	36
-----	----------------------	----

(公務員との飲食)

118	消防団員	36
-----	------	----

(私的関係がある利害関係者との飲食)

119	利害関係者が出席する大学等の同窓会	36
-----	-------------------	----

120	地域の会合で利害関係者と飲食をする場合	37
-----	---------------------	----

(県の負担による飲食)

121	県の負担	37
-----	------	----

【講演等に関する規制】

122	講演等の依頼があった場合	38
-----	--------------	----

【条例・規則の対象】

関係条文：倫理条例第2条

1〔派遣職員〕

問 県から団体等に派遣している職員は、倫理条例・規則の対象となりますか。

答 退職派遣のように県職員の身分を有しない場合は、倫理条例・規則の対象とはなりません。現職派遣のように県職員の身分を有している場合は、倫理条例・規則の対象となります。なお、条例や規則の適用は、県の職務に関するものに限られます。

2〔市町村研修生〕

問 県に研修生として派遣されている市町村職員は倫理条例・規則の対象となりますか。

答 市町村職員であっても県職員の身分を有していることから、倫理条例・規則の対象となります。なお、条例や規則の適用は、県の職務に関するものに限られます。

3〔企業から出向している者〕

問 企業に籍を置いたまま、県で勤務する者は倫理条例・規則の対象となりますか。

答 企業に籍を置いていても県職員の身分を有している者については、倫理条例・規則の対象となります。なお、条例や規則の適用は、県の職務に関するものに限られます。

【事業者等】

関係条文：倫理条例第2条、第6条

4〔市町村〕

問 市町村は「事業者等」に該当しますか。

答 市町村も「事業者等」に該当します。なお、市町村長や市町村職員は、市町村の利益のためにする行為を行っていると言えるため、「事業者等」とみなされます。

5〔法人の役員〕

問 法人の役員が行う贈与は、どのような場合に「事業者等の利益のためにする行為」とされるのですか。

答 ① 役員が、役員名により贈与等を行っている場合は、その属する事業者等の利益のためにする行為を行っているものと考えられます。
② 役員が、役員名を用いずに、個人名で贈与等を行っている場合であっても、当該役員の会社と職員の所属との関係、当該役員と職員との関係、当該贈与等の内容等から判断して、当該贈与等が個人的動機に基づいて行われることが明らかな場合を除き、その属する事業者等の利益のためにする行為を行っているものと考えられます。

6〔法人の従業員、代理人等〕

問 法人の従業員、代理人等が行う贈与は、どのような場合に「事業者等の利益のためにする行為」とされるのですか。

答 ① 役員以外の従業員、代理人等が、事業者等の名称を明らかにして贈与等を行っている場合は、その属する事業者等の利益のためにする行為を行っているものと考えられます。
② 役員以外の従業員、代理人等が、事業者等の名称を明らかにしないで個人名で贈与等を行っている場合でも、当該従業員等の会社と職員の所属との関係、当該従業員等と職員との関係、当該贈与等の内容等から判断して、当該贈与等が事業者等の利益のために行われていることが明らかである場合には、事業者等の利益のためにする行為を行っているものと考えられます。

【贈与等報告書】

関係条文 倫理条例第6条

7〔株式配当を受領した場合等〕

問 次のような場合、贈与等報告書を提出する必要がありますか。

- ・ 株式配当、宝くじの当選金や競馬等の払戻金を受領した場合
- ・ 職員の福利厚生のために契約している業者からの割引等を受けた場合

答 透明性ないし公開性が十分に確保されているなど県民の疑惑や不信を招くおそれがないと考えられることから、贈与等報告書を提出する必要はありません。

8〔私的な経済行為の場合〕

問 次のような場合、贈与等報告書を提出する必要がありますか。

- ・ 株主であれば一般人でも受けることができる株主優待券をもらった場合
- ・ 個人として商品を購入する際、他の一般消費者が受けるものと同様の値引きを受けた場合
- ・ 個人として参加したコンテストにおける賞金、賞品や一般人を対象とした懸賞、福引き等の景品を受領した場合

答 私的な経済行為に基づくもので一般の人でも受けることが可能であることから、贈与等報告書を提出する必要はありません。

9〔自分の著作物を受領した場合〕

問 次のような場合、贈与等報告書を提出する必要がありますか。

保存、加筆、関係者への献本などのため、自分の著作物を出版社から必要部数を受領したとき。

答 保存、加筆、関係者への献本などのため、自分の著作物を出版社から必要部数を受領しても、県民の疑惑や不信を招く行為とはいえないことから、贈与等報告書を提出する必要はありません。

10〔祝儀、香典返し等を受領した場合〕

問 次のような場合、贈与等報告書を提出する必要がありますか。

- ① 職員の結婚披露宴に出席した事業者等である役員から、社会一般の範囲内の祝儀を受領した場合
- ② 事業者等からいわゆる香典返し、結婚の引き出物を受領した場合

答 ① 利害関係者ではない事業者等からの祝儀については、5千円を超える場合、額的全額について報告の必要があります。

一方、利害関係者から祝儀を受け取ることは、結婚披露宴に招待する場合であっ

ても、披露宴の実費相当分を受け取ることを除き、倫理規則の禁止行為に該当します。披露宴の実費相当分を受け取る場合においても、5千円を超える場合、額の全額について報告の必要があります。

- ② 香典返しや引き出物は、香典や祝儀に対する返礼であると考えられるので、香典や祝儀の金額の範囲内の価額のものであれば、利害関係者であるかに関わらず、受領することは禁止されず、また、報告の必要ありません。

11〔表彰に伴う賞金を受領した場合〕

問 次のような場合、贈与等報告書を提出する必要がありますか。

表彰に伴い賞金、賞品等を授与された場合

答 次の①及び②の要件を満たす場合は、贈与等報告書を提出する必要はありません。

- ① 公的性格又は公開性のどちらかを有するもの

公的性格：国、地方公共団体、外国政府などが授与するもの

公開性：受賞者、受賞内容、副賞の額等が新聞、テレビ等により広く一般に公表されるもの

- ② 有識者等により、中立的かつ厳正に表彰者の選考が行われるもの

12〔組織として寄附を受けた場合〕

問 次のような場合、贈与等報告書を提出する必要がありますか。

書籍などの業務上必要な資料を組織として受領した場合などにおいて、寄附を受けた商品として物品管理（帳簿への登載等）を行っているようなとき。

答 寄附を受けて正式な手続によって物品管理しているものであれば、透明性が確保されているため、贈与等報告書の提出は不要です。

13〔出向先での執筆に対する報酬を受けた場合〕

問 職員が出向先で出版社（利害関係はない）から執筆を依頼され、出向先の業務に関して原稿を執筆しました。出向から戻った時点でその報酬として原稿料を受領した場合、報告の必要はありますか。

答 本件原稿が県職員としての職務に関する事項でないのであれば、報告は不要です。

14〔報酬における必要経費及び源泉徴収の考え方〕

問 必要経費や源泉徴収分は、支払われた報酬から差し引いて報告するのですか。

答 贈与等報告書は、どの事業者等からどのような名目で報酬をいくら受けたかを把握しようとする趣旨のものであることから、事業者等から報酬として支払われたものから必要経費を差し引くことなく報告することとなります。また、源泉徴収により引かれた分であっても報酬の一部であるため、源泉徴収差し引き前の金額を報告することとなります。

15〔原稿料の報酬の報告〕

問 原稿料の支払いの単位はどのように考えればよいですか。

答 原稿料の支払いが行われた機会を単位として、報告期間である3カ月ごとに報告を行うこととなります。

16〔儀礼性の高い会合〕

問 業界団体が主催する賀詞交歓会や褒章の受賞祝賀会に招待され、出席しましたが、他の招待客と費用負担は同じ扱いでした。この場合も、供応接待を受けたものとして贈与等報告書の提出は必要になりますか。

答 事業者等から何らかの経済的利益を受けたとしても、透明性・公開性が十分に確保されているなど県民の疑惑や不信を招くおそれが全くない場合は、贈与等報告書の提出は不要としています（倫理条例第6条の逐条解説参照）。

業界団体が主催する賀詞交歓会や褒章の受賞祝賀会などは、出席者を無償で招待することが一般的であり、県職員がそこに参加することは儀礼性が認められます。

本県では、そのような「儀礼性の高い会合」について、「透明性・公開性」が認められる場合、すなわち、次の要件のいずれも満たす場合には、県民の疑惑や不信を招くおそれがないものとして、贈与等報告書の提出を不要としています。

①多数の者（50名程度以上）が出席するものであること

②県職員以外にも、議員、国や市町村の職員、他の業界団体等の役職員、報道関係者など、多様な者が出席するものであること

17〔一次会及び二次会に分かれた場合の報告〕

問 接待が一次会及び二次会に分かれた場合は、併せて1件として報告すればよいですか。

答 財産上の利益の供与又は供応接待が行われた単位に基づいて報告する必要があります。接待が一次会と二次会に分かれた場合、それらは同一の目的に基づく一体のものと考えられることから、これらを通算して贈与等報告書を提出することとなります。

18〔パーティーにおける飲食及び記念品の報告〕

問 パーティーにおいて4千円の飲食と2千円の記念品の提供を受けた場合は、それぞれ5千円を超えないため、贈与等報告書の提出は不要ですか。

答 財産上の利益の供与又は供応接待の行われた単位に基づいて報告する必要があります。パーティーにおいて記念品が提供される場合、それらは同一の目的に基づく一体のものと考えられることから、これらを通算して贈与等報告書を提出することとなります。

19〔講演後に提供される飲食の報告〕

問 主催者から依頼を受けて行った講演の終了後、飲食の提供を受けた場合、当該講演の

報酬と飲食の提供を併せて1件として報告してよいですか。

答 報酬と飲食の提供は、それぞれ別のものとして取り扱います。

20〔贈与等の価額の算定時点〕

問 贈与等が行われた時点の時価を把握することが困難な場合はどうすればよいですか。

答 本来は贈与等が行われた時点における当該贈与等の対象となった商品又はサービスの時価によることとなります。しかし、贈与等が行われた時点の時価を把握することが困難な場合には、当該贈与等の対象となった商品又はサービスの価額を算定する時点における時価を報告すれば足ります。

21〔贈与等の価額の推定〕

問 贈与等の対象となった商品又はサービスの価額が、贈与等を受けた時点でも報告をする時点でも明らかでない場合はどうすればよいですか。

答 次のような方法によりその価額を推定して記入します。

- ① 当該贈与等の対象となった商品又はサービスを販売した業者における販売価格から推定する。
- ② 商品又はサービスの一般市場価格を参考とし、これに消費税等を加えて推定する。
- ③ 国内で販売されていない輸入品等について一般市場価格の推定が困難な場合は、類似品や類似規格の商品の一般市場価格を参考として推定する。

このうち、②の場合における一般市場価格とは、職員が一般の消費者として実際に購入することが可能な価格を言います。したがって、デパート、個人商店、スーパーマーケット、ディスカウントストア等、店舗形態別に販売価格も異なり、一般市場価格にも一定の幅が存在することから、その幅の範囲内で価額を推定すればよいこととします。

職員は可能な限り一般市場価格を推定することが望ましいですが、通常の方法により一般市場価格の推定が困難である場合には、通常人の判断をもって推定した価額として常識的な範囲の金額を記載すればよく、記載方法としても「約〇〇円」とすることも許容されます。

22〔外国における贈与等の価額〕

問 出張先の外国で贈与等を受けた場合は、どのように価額を算定すればよいですか。

答 贈与等を受けた時点における為替レートにより日本円に換算して、贈与等報告書に記載してください。

23〔報告における消費税の扱い〕

問 5千円を超えるかどうかを判断するに当たって、消費税の扱いはどうなりますか。

答 税・サービス料を含めて5千円を超えるかどうか判断します。

24〔定期刊行物の受領をしている場合の報告〕

問 新聞や雑誌のように定期的に刊行されるものを、定期的に受領している場合はどのように報告すればよいですか。

答 報告対象期間である3ヶ月ごとに、当該期間中に受領したものを合計して報告することとなります。

25〔講演を行った場合における旅費・宿泊費の扱い〕

問 講演を行った場合において、報酬と旅費・宿泊費とが一括して支払われた場合、旅費・宿泊費も含めて報告する必要がありますか。

答 旅費・宿泊費は、実費弁償である限りにおいては、「財産上の利益」とは解されないもので、それらを報酬から明確に区分できるものであれば、それらの額を除いて報告することとなります。

26〔供応接待の価額の算定〕

問 職員が利害関係者に当たらない事業者等から供応接待を受けた場合又は立食パーティーに出席した場合に、報告する価額の算定はどのようにすればよいですか。

答 次に掲げるような方法により推計した価額を報告することを原則とします。

- ① 主催者側に総額を確認し、出席者数で等分した価額
- ② 店側に総額を確認し、出席者数で等分した価額
- ③ 招待を受けた者以外に、会費を支払っている者がいる場合は当該会費
(※①～③の方法による価額の推計が不可能である場合は、店舗やインターネット等で把握した料金表記載の価格を報告することも可能です)

27〔一部を自己負担した場合の贈与額の算定〕

問 対価を一部支払った場合の贈与額の算定はどうすればよいですか。

答 職員が対価を一部支払った場合の贈与等の額は、当該贈与等の対象となった商品又はサービスの贈与時における時価から職員が実際に支払った金額を差し引いた額を当該贈与等の価額とします。

28〔所属宛ての贈与の報告〕

問 事業者等が非売品の招待チケット（正規の入場料は1,300円）15枚を宣伝用パンフレットと共に課宛てに持参し、職員が受領しました。この場合、贈与等報告書を提出する必要はありますか。

答 当該招待チケットが所属宛てに贈与されたものと言える場合（贈与対象の職員が特定されていない場合）は、課の代表者又はこれに準ずる者より、贈与等報告書を提出してください。

なお、当該招待チケットが、博物館等の県有施設の利用者に配付して欲しいとの趣旨で贈与された場合は、職員が贈与されたということにはならないため、贈与等報告書の提出は不要です。

29〔事業者等の自動車を利用した場合の報告〕

問 利害関係者ではない事業者等の事務所を訪問した際に、事業者等の自動車を利用した場合には、贈与等報告書を提出する必要がありますか。

答 通常利用する交通機関を利用した場合の交通費に基づき算定した価額が5千円を超える場合には、その価額について報告書を提出する必要があります。

ただし、「周囲の交通事情その他の事情から自動車の利用が相当と認められる場合」には、「利益の供与」には当たらないことから贈与等報告書の提出は不要となります。

一方、利害関係者が用意する自動車を利用することは原則として禁止行為となりますが、例外的に、「周囲の交通事情その他の事情から自動車の利用が相当と認められる場合」であれば禁止行為とはなりません。

30〔家族が贈与を受けた場合の報告〕

問 利害関係者ではない事業者等が職員の家族に贈与をした場合、当該職員は贈与等報告書の提出が必要ですか。

答 当該贈与が、職員の家族との関係に基づき贈与したものか、それとも職員との関係に基づいて出されたものであるかなど、個別の事例に即して判断します。

例えば、職員の家族と事業者等との間に関係がないような場合であれば、職員の家族との関係に基づき贈与したものとは言えないため、職員は贈与等報告書の提出が必要となります。

31〔議員から贈与を受けた場合の報告〕

問 議員から贈与を受けた場合は、贈与等報告書の提出は必要となりますか。

答 議員は、原則として事業者等に該当しないため、贈与等報告書の提出は不要です。

ただし、議員が自ら事業を行っている場合において、事業者の立場で贈与をしているときには、事業者等に該当するため贈与等報告書の提出が必要となります。

なお、議員が行っている事業に係る許認可等、補助金等の交付等の事務に携わる職員については、当該議員は当該職員にとって利害関係者となるため、贈与を受けることは禁止行為となります。

【報告書の閲覧】

関係条文 倫理条例第9条

32〔贈与等報告書の閲覧〕

問 2万円を超える贈与等報告書の閲覧はどのように行うのですか。

答 提出された贈与等報告書の内容を紙又はインターネットにより閲覧に供します。したがって、個人情報を含めて贈与等報告書の記載事項の全てが公開されることとなります。

33〔報告書の情報開示〕

問 2万円以下の贈与等報告書並びに株取引等報告書及び所得等報告書について情報開示請求がされた場合、どのように取り扱われるのですか。

答 2万円以下の贈与等報告書並びに株取引等報告書及び所得等報告書については、閲覧制度の対象とならないため、これらの取り扱いについては、千葉県情報公開条例が適用され、同条例の規定によって情報開示の是非を判断することとなります。

【利害関係者】

関係条文：倫理規則第5条

(総論)

34〔市町村職員〕

問 市町村職員は、利害関係者となりますか。

答 県職員と市町村職員との間に許認可、補助金等の交付、検査の相手方等の関係があれば、当該市町村職員は、当該県職員にとって利害関係者に該当します。

35〔国、都道府県の職員〕

問 国、他の都道府県の職員は、利害関係者となりますか。

答 県の許認可や補助金交付の対象であれば、当該国等の職員は、当該業務に従事する県職員にとって利害関係者に該当します。

36〔公益法人、社会福祉法人〕

問 公益法人、社会福祉法人のような非営利団体であっても、利害関係者となりますか。

答 県の許認可や補助金交付の対象であれば、営利団体であるか非営利団体であるか問わず、利害関係者となります。

37〔議員活動における利害関係〕

問 議員は、利害関係者となりますか。

答 議員は、議員活動を行う限りにおいては、倫理規則第5条第1項各号のいずれにも該当しないことから、利害関係者に該当しません。

ただし、市町村の議員が、事業者である市町村の利益のために職員と接触する場合は、市町村の職員と同様、利害関係者とみなされることがあります。

38〔事業を行っている議員〕

問 議員が自ら事業を行っている場合はどうですか。

答 議員が事業者として職員と接触する場合には、当該事業に係る許認可等、補助金等の交付等の事務に携わる職員の利害関係者となります。

39〔議員活動と事業者としての活動の違い〕

問 議員が、議員活動として職員と接触しているのか、事業者としての立場で職員と接触しているのか、どのような基準で判断すればいいですか。

答 飲食を伴う会合などに他の議員も参加している場合は、議員活動として職員と接触していると考えられます。

一方、特定の議員と議員個人の事務所などで接触している場合は、経緯や会話の内容などを踏まえ、個別に判断することとしてください。

40〔審議会等の委員〕

問 審議会等の委員は、利害関係者となりますか。

答 職務として研究・教育活動を行う者や学識経験者・有識者として行政から諮問等を受ける者（審議会の委員等）の場合、それらの者の活動は「事業」には当たりません。したがって、それらの者は、そのような活動を行う限りにおいては、利害関係者には該当しません。

しかしながら、それらの者が営利企業を経営していたり、行政から委託された調査・研究を継続的に行ったりしているような場合には、利害関係者となる場合もあります。

41〔報道関係者〕

問 報道関係者は利害関係者となりますか。

答 取材活動をしている記者は、一般的には利害関係者に該当しません。

42〔職員〕

問 大多数の県民に対し立入検査権を有する課の職員については、他の職員が立入検査の対象者、すなわち利害関係者となる可能性があります。このような場合、他の職員は利害関係者となりますか。

また、監査等を行う課の職員については、当該監査等を受ける職員は利害関係者となりますか。

答 職員同士は利害関係者とは取り扱わないこととします。

43〔県に常駐する委託業者〕

問 県から委託を受けて業務を行う事業者等の従業員が、職員と同じ職場で勤務している場合、当該従業員は、当該委託契約の履行を監督する職員にとって、利害関係者に該当しますか。

答 事業者等の従業員は、職員と同じ職場で委託業務を行う場合でも、利害関係者に該当します。

44〔利害関係者と生計を同一にする者〕

問 利害関係者である事業者の役員等と生計を一にする者は、利害関係者に該当しますか。

答 倫理条例第2条第5項において、事業者の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、事業者等とみなすこととされていますので、利害関係者である事業者の役員等と生計を一にする者についても、当該利害関係者の利益のために行為を行う場合には、利害関係者とみなされます。

45〔部長及び担当部長等の利害関係者〕

問 部長及び次長は部全体、課長及び総括副課長は課全体、担当部長、特命副参事及び特命副課長は、所掌する事務に係る範囲において、利害関係者かどうかを検討すればよいですか。

答 倫理規則では、「職員が職務として携わる事務」の内容に応じて、利害関係者の範囲が定められます。基本的には、部長及び次長であれば部全体の事務に携わり、課長及び総括副課長であれば、課全体の事務に携わっていることとなりますが、担当部長、特命副参事及び特命副課長が職務として携わる事務は、それぞれの所掌する範囲のものであり、部・課全体と考える必要はありません。

46〔専決する場合の利害関係者〕

問 決裁権限が、課長専決であるものについては、部長は、形式的には事務を所掌して**います**が、決裁は行わず、実質的にもその意思決定には**関わって**いません。このような場合でも、例えば、当該部の契約の相手方の事業者は、部長にとって利害関係者となりますか。

答 部長が当該契約について実質的に関与せず事務決裁規程により決裁等を行わない場合であっても、行政組織上、職務権限（責任）を有している以上、職務としてその契約に関する事務に携わっていないとは言い難いことから、これらの者についても、部長にとって利害関係者となります。

(許認可等の相手方)

関係条文：倫理規則第5条第1項第1号

47〔旅券の申請者〕

問 旅券事務所の職員にとって、申請に来る県民は利害関係者となりますか。

答 倫理規則第5条第1項第1号の許認可等の相手方に該当します。したがって、旅券の発給の申請を受理し、交付するまでの間は利害関係者となります。

(補助金等の交付の対象者)

関係条文：倫理規則第5条第1項第2号

48〔間接補助金を受ける者〕

問 補助金等の交付をする事務に携わる職員にとっては、間接補助金等の交付を受ける者も利害関係者となりますか。例えば、「県＞市＞A団体＞B」とした場合、どこまでが利害関係者となりますか。

答 間接補助金等の交付を受ける者のうち、第一段階までの者が、利害関係者となります。したがって、例示においてはA団体までが利害関係者となります。

(検査等を受ける者)

関係条文：倫理規則第5条第1項第3号

49〔立入検査の相手が利害関係者となる時点〕

問 立入検査の対象となる事業者については、法令の規定によりいつでも立入検査をし得る状態にあります。立入検査をするという意思決定から検査が終了するまでの間が利害関係者ということによいですか。

答 現に立入検査等を受けている者のほか、年度の実施計画等により検査等を行うことが明らかとなっている者が利害関係者となります。更に、法令の規定により立入検査をし得る状態にある者についても利害関係者となります。

(不利益処分の名宛人)

関係条文：倫理規則第5条第1項第4号

50〔課税対象者が利害関係者となる時点〕

問 県税事務所で課税業務を担当する職員にとって、県税の課税の対象者は利害関係者に該当しますか。また、該当する場合、いつの時点から利害関係者に該当することになるのですか。

答 県税に係る県民や法人に対する処分については、千葉県行政手続条例に規定する「不

利益処分」に該当するため、倫理規則第5条第1項第4号の「不利益処分」に含まれます。

ただし、倫理規則において、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者を利害関係者から除くこととしている趣旨からすれば、県税に係る処分の対象となり得る県民・事業者を常に利害関係者とすることは適切ではありません。

そこで、課税業務のうち、賦課決定により税額が確定する税目の担当者については、賦課期日が定められている税目は賦課期日から、賦課期日が定められていない税目は賦課の原因となる行為（不動産の取得等）がなされた時点から、それぞれ課税の対象者が利害関係者とみなすことになりますが、申告により税額が確定する税目の担当者については、申告が行われた時点では申告者は利害関係者とはみなさないこととします。

他方、申告により税額が確定する税目であっても、申告期限が経過したことや申告内容の誤りが判明したこと等により、課税担当による処分が必要となった段階であれば、当該処分の対象となる者が利害関係者となります。なお、処分に係る税額等が完納された時点で、それぞれの処分に係る利害関係者ではなくなるものと考えられます。

（収税業務を担当する職員については、滞納整理、具体的には督促処分をしようとするときから納付されるときまでの間、滞納整理の対象者は利害関係者になるものと考えられます。）

（行政指導を受けている者）

関係条文：倫理規則第5条第1項第5号

51〔普及指導を受けている者〕

問 農業普及指導員は、農業者に対して技術・経営指導などの行政指導を行います。農業者は利害関係者となりますか。

答 技術・経営指導事務の範囲の行政指導であれば、農業者が当該行政指導を中止、変更するよう働きかけるようなことは考えにくいことから、一般的に農業者は利害関係者とはなりません。

（事業の発達、改善及び調整に関する事務の相手方）

関係条文：倫理規則第5条第1項第6号

52〔事業の発達、改善及び調整に関する事務の相手方〕

問 事業の発達、改善及び調整に関する事務についての相手方とは、どのような者をいいますか。

答 事業の発達、改善及び調整とは、営利事業者等に対して必要な事業行政を行うことを指しています。

具体的にどのような事業者等が利害関係者となるかについては、別途「千葉県職員倫理規則の運用について」で定めています。

(契約の相手方)

関係条文：倫理規則第5条第1項第7号

53〔水道供給を受ける者〕

問 企業局で水道供給契約事務に携わる職員にとって、水道供給契約を締結している者は利害関係者となりますか。

答 (※企業局の職員は倫理規則の対象外ですが、千葉県企業局職員倫理規程において、倫理規則の規定の例によることとしているため、参考として掲載しています。)

倫理規則第5条第1項第7号の契約の事務については、相手が事業者等の場合に限り利害関係者となります。したがって、水道供給契約を締結している者が事業者等であれば利害関係者となりますが、一般の県民については利害関係者とはなりません。

54〔製品売り込みの営業マン〕

問 A課では、問屋であるB社からC社の物品を購入しています。この場合、A課と契約関係にあるのはB社ですが、C社の製品を売り込みに来るC社の営業マンはA課の契約担当の職員にとって利害関係者に該当しますか。

答 自社の製品の売り込みのためにA課の契約担当の職員に接触するC社の営業マンは、外形的には契約当事者であるB社の利益のために行っている行為を行っていることから、A課の契約担当の職員にとっての利害関係者に該当します。

55〔契約を締結した事業者の下請企業〕

問 契約を締結した事業者の下請企業も利害関係者に該当しますか。

答 契約を締結した事業者の下請企業は、直接的には利害関係者に該当しません。しかしながら、例えば、契約を締結した事業者からその契約内容の一部の事業を請け負った下請企業の従業員が、当該事業に関連して、職員に対し贈与、供応接待等の行為を行っていると思われる場合には、倫理条例第2条第5項の「事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者」に該当し、当該下請企業の従業員は利害関係者とみなされることとなります。

56〔契約履行の監督、検査〕

問 契約履行の監督、検査の事務は、倫理規則第5条第1項第7号の「契約に関する事務」に該当しますか。

答 該当します。したがって、これらの事務に携わる職員にとって、契約関係にある事業者等は利害関係者となります。

57〔用地交渉の相手が利害関係者となる時点〕

問 用地交渉のように県の側から契約の申込みをする契約の相手方は、いつの時点から契約担当職員の利害関係者に該当することとなるのですか。

答 契約の締結から債権債務関係の終了までの間、利害関係者に該当することとなります。用地交渉の場合は、契約の申込みをするのは県側であることから、当該契約の相手方は、交渉を始めたことをもって倫理規則上の「契約の申込みをしている事業者等」及び「契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等」には該当しません。

したがって、当該契約の相手方については、事前の交渉から契約の締結までの間については利害関係者に該当せず、契約の締結をもって利害関係が発生し、債権債務関係の終了をもって利害関係が終了することとなります。

(入札参加資格を有する者)

関係条文：倫理規則第5条第1項第8号

58〔工事発注の積算〕

問 公共工事の発注に係る積算の事務は、倫理規則第5条第1項第7号の「契約に関する事務」又は第8号の「入札に関する事務」に該当しますか。また、相手方となる事業者等は利害関係者に該当しますか。

答 積算事務は、第7号の「契約に関する事務」に該当しますが、入札公告等がなされていない段階では、相手方となる事業者等は「契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等」とはいえないため、利害関係者には該当しません。

一方、積算事務は、第8号の「入札に関する事務」にも該当し、相手方となる事業者等が、当該職員が職務として携わる事務の種類（建設業における工種等）について入札参加業者資格者名簿に登載されている場合は、利害関係者に該当します。

59〔指名競争入札の指名業者〕

問 建設工事等に係る指名競争入札の指名業者選定審査会の委員を務める職員にとって、入札参加資格を有する事業者等は、利害関係者に該当しますか。

答 指名業者選定審査会の委員は、「入札に関する事務」に職務として携わるものと言え、指名業者の選定において一定の影響力を及ぼし得る立場にあることから、入札参加資格を有する事業者との接触の態様によっては、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがあるものと考えられますので、入札参加資格を有する事業者は利害関係者となります。

60〔出先機関の職員〕

問 出先機関で入札に関する事務に携わる職員にとって、当該出先機関の管内に営業所を置かない事業者や、当該出先機関で執行した入札に参加した実績のない事業者は、利害

関係者に該当しますか。

答 当該職員が携わる事務の内容によって、利害関係者に該当するか否かが変わります。

例えば、指名競争入札における指名業者を、当該出先機関の管内に営業所が所在する者に限定しているような場合で、入札の執行手続のみを担当するような事務職員にとっては、管内に営業所を置かない事業者は利害関係者には該当しません。

一方、入札参加資格の設定や指名競争入札における指名業者の選定に影響力を及ぼし得る職員や、入札参加条件を定めるよりも前から当該入札に係る積算事務等の業務に携わる職員にとっては、利害関係者に該当するものと考えられます。

(過去の利害関係者)

関係条文：倫理規則第5条第2項及び第3項

61〔他任命権者から異動した場合における過去の利害関係者〕

問 知事以外の任命権者の職員が知事部局に異動した場合、異動前にそれぞれの任命権者の倫理規程によって利害関係者とされていた者は、知事部局に異動した後も利害関係者となりますか。

答 異動後3年間は、他任命権者の職員であったときの利害関係者も知事部局における利害関係者とみなします。

62〔退職派遣における利害関係者〕

問 市町村等へ退職派遣する場合についても、過去3年間の利害関係者は、引き続き利害関係者とみなされますか。

答 退職して県職員の身分を失っている間は、倫理条例、倫理規則の適用は受けないため、過去3年間の利害関係者が引き続き利害関係者とみなされることはありません。

県職員として復帰すると、派遣期間を含めて過去3年間県職員として在職した職の利害関係者が、利害関係者とみなされます。

【禁止行為】

関係条文：倫理規則第6条第1項

（金銭、物品等の贈与）

関係条文：倫理規則第6条第1項第1号

63〔利害関係者からの香典〕

問 職員の親族の葬式に際し香典を持参した者が、職員の利害関係者である場合において、これを受け取ることは禁止行為となりますか。

答 職員の親族の葬式に際し、職員の利害関係者が香典を持参してきた場合、職員が喪主であれば、基本的に職員に贈与されたものと考えます。

職員が喪主でなくとも、実質的に職員に対し、香典を出したと考えられる場合（喪主と利害関係者に全く関係がない場合など）には、職員への贈与とみなします。

なお、葬式の際に受付の者が職員の利害関係者に該当するかどうかを判断することは困難であるため、受付の者が利害関係者からの香典を受け取った場合には、葬式終了後、香典が誰に帰属しているかが判明した後に速やかに利害関係者に返却すれば、金銭の贈与を受けたことには該当しないものとして取り扱います。

64〔利害関係者からの供花〕

問 職員の家族が知らずに利害関係者からの供花を受け取ることは、禁止行為となりますか。

答 供花は物品の贈与になるため、禁止行為となります。したがって、受領せずに持ち帰ってもらうといった対応をとることが原則となります。

しかし、職員の家族が知らずに受け取ってしまい、受領の事実気づくのが遅れ、式場に供花が飾られてしまった場合については、当該供花に付された送り主の札を外すことで対応します。また、葬式が終了するまでに職員が当該供花の受領を認識しなかった場合は、受領したことになりません。

65〔利害関係者から婚約者への祝儀〕

問 職員の婚約者が勤めている会社とその職員にとって利害関係者に該当する場合、結婚披露宴で婚約者の上司・同僚等が持参する祝儀を受け取ることはできますか。

答 婚約者の上司・同僚等が持参する祝儀は、通常、職員への贈与ではなく婚約者への贈与と考えられるため、祝儀に名を借りて職員に法外な金額を渡すものでない限りは、受領して差し支えありません。

66〔利害関係者からの寄附〕

問 利害関係者から正式な寄附手続を経て物品を収受する場合は、倫理規則で禁止されて

いる利害関係者からの物品の贈与を受けたことにはならないと解してよいですか。

答 正式な寄附手続に則り、組織として寄附を受けるものであるため、職員個人が利害関係者から贈与を受けたことにはならず、禁止行為とはなりません。

なお、贈与等報告書の提出も不要です。

67〔返送した物品の取扱い〕

問 利害関係者から物品が送られてきたので返送しましたが、相手方が不在で連絡がつかず、配達業者が当方に再度配達してきました。この物品はどのように取り扱えばよいですか。

答 いったん返送したことにより、必要な措置を講じたものと考えられるため、適宜処分して差し支えありません。なお、当該事実は倫理監督者（知事部局にあっては総務課）に報告してください。

68〔なま物の取扱い〕

問 利害関係者からなま物が送られてきたので返送したいのですが、返送する過程で腐敗することが明らかです。このなま物は、どのように取り扱えばよいですか。

答 適宜処分した上で、処分せざるを得なかった事情を速やかに倫理監督者（知事部局にあっては総務課）に報告することで足りる。

（金銭の貸付）

関係条文：倫理規則第6条第1項第2号

69〔金融機関からの金銭の貸付〕

問 金融機関が利害関係者に該当する場合、当該金融機関から貸付を受けることは、禁止行為となりますか。

答 当該金融機関が一顧客としての職員に貸付を行う場合は、業として行われる金銭の貸付に該当するため、当該金融機関から貸付を受けることは、禁止行為とはなりません。

（無償の役務提供）

関係条文：倫理規則第6条第1項第4号

70〔打合せ後のタクシー利用〕

問 職務として出席した利害関係者の事務所での打合せが長引き深夜に及んだ場合、利害関係者からタクシーの提供を受けることは倫理規則の禁止行為に該当しますか。

答 打合せが長引き深夜に及んだ場合でも、利害関係者が職員のために特別に用立てたタクシーを利用したり、タクシー券の提供を受けたりすることは認められません。

71〔利害関係者とのタクシーの同乗〕

問 職員が、公共交通機関の利用が困難な工場の立入検査を実施した際、同検査に立ち会っていた当該工場の本社の従業員から、「駅までタクシーを利用して帰るので一緒に乗って駅まで行かないか」との申出がありました。

これに応じて相手方の費用負担でタクシーに同乗することは、倫理規則の禁止行為に該当しますか。

答 一般的に、利害関係者の費用負担でタクシーに同乗することは、倫理規則第6条第1項第4号の禁止行為に該当します。

例外的に、利害関係者の利用するタクシーがたまたま自分と同じ目的地に行く場合などで、利害関係者の追加的負担もないときには、そのタクシーに便乗しても差し支えないものとして取り扱います。

しかし、本件の場合、職員及び利害関係者である本社の従業員の工場から駅までのタクシーによる移動の必要性は、ともに県の業務である工場への立入検査に起因しており、その移動に当たり、職員が利害関係者が費用を負担するタクシーに同乗することは、「たまたま同じ目的地に行く場合」とは言い難く、また、県民の疑惑や不信を招くおそれも否定できません。

なお、自己の費用（半額）を負担して利害関係者とタクシーに同乗することは差し支えありません。

（供応接待）

関係条文：倫理規則第6条第1項第6号

72〔観劇等によるもてなし〕

問 観劇やスポーツ観戦などによるもてなしも、供応接待に該当しますか。

答 他人をもてなすことを目的として行われる行為全般（温泉地等への旅行、ゴルフ等のスポーツ、映画・演劇の鑑賞への招待）が、供応接待に該当します。

73〔職務としてイベントを視察した場合〕

問 県が事業として補助金や委託料を支出したスポーツ、芸術等のイベントを視察するためには、利害関係者である主催者からチケットの提供を受ける必要がありますが、これは禁止行為（物品の贈与又は供応接待）に該当しますか。

答 職員が職務としてイベントを視察するため、チケットの提供を受けることが必要となるのであれば、県が組織として事業を実施するに当たり必然的に発生するものであり、職員個人が便宜供与を受けるものではないため、禁止行為には該当しません。

74〔団体からの供応接待〕

問 職員にとって、団体自体は利害関係者に該当しないが、当該団体の構成員の大部分は利害関係者に該当するような場合、当該団体が参加費を負担する会食は利害関係者からの供応接待に該当し、禁止行為となりますか。

答 参加費を負担する団体自体は利害関係者に該当しないとしても、会食に参加している当該団体の構成員の大部分が利害関係者に該当することを考慮すると、当該団体が参加費を負担する行為は、利害関係者の利益のためにする行為（倫理条例第2条第5項）と評価され、当該団体は利害関係者とみなされることとなります。

したがって、そのような団体が参加費を負担する会食へ参加することは、供応接待を受けることに該当し、禁止行為となります。

75〔乾杯のみで退席する会食〕

問 利害関係者が主催する会食に出席し、乾杯だけを行って退席するような場合でも、費用負担をしなければ、供応接待として禁止行為に該当しますか。

答 乾杯のみで退席するような場合については、社会通念上、供応接待に当たるとは考えにくいことから、倫理規則の禁止行為に該当しません。

また、一般的に、乾杯のみであれば、実際の飲食にかかる費用が5千円を超えることは考えにくいことから、贈与等報告書の提出も不要です。

76〔賀詞交歓会〕

問 知事、副知事及び部長級の職員が、利害関係者である関係団体の賀詞交歓会に招待されています。賀詞交歓会には、国会議員、県議会議員、当該団体の関係者等、約70名が招待されており、着座指定形式で行われる予定です。1万円程度の飲食が提供されますが、出席者全員が会費不要である旨の案内がされています。

主催者及び出席者のうち数名は、当該部長にとって補助金交付の関係等で利害関係者に該当しますが、自己の費用を負担することなくこの賀詞交歓会に出席し、飲食をすることは禁止行為にあたりますか。

答 自己の費用を負担することなく出席しても、禁止行為とはなりません。

本件賀詞交歓会は

- ・賀詞交歓会という儀礼的な会合であり、部長は県を代表して出席すること、
- ・国会議員、地方議会議員等を含め約70名という多数が招待されており、透明性・公開性が高いものであること、
- ・出席者の顔ぶれからすると一人当たりの費用1万円はそれほど高額ではないこと、
- ・部長だけではなく全ての出席者が無料で出席すること

から、県民の疑惑や不信を招くおそれはなく、倫理条例の趣旨に照らせば、倫理規則上の禁止行為には該当しません。

77〔割り勘の金額〕

問 利害関係者と飲食をした場合、自己の費用を適正に負担しなければ「供応接待」に該当することになりますが、1円単位まで正確に計算する必要がありますか。

答 利害関係者と飲食をした場合、飲食の費用の総額を確認した上で、自己の費用を適正に負担すること（＝実際の費用の差額分を利害関係者に負担させないこと）が原則となりますが、状況によっては、千円単位での支払いとなることも想定されます。

国においても、令和6年度から1円単位での厳密な割り勘までは求めないよう運用を改めたところであり、本県においても国の取扱いに準じて、1円単位での厳密な割り勘までは求めないこととします。具体的には、自己の費用が千円を超える場合は千円未満の端数切り捨てを、自己の費用が千円に満たない場合には百円未満の端数切り捨てを許容することとします。

78〔利害関係者の自宅での飲食〕

問 利害関係者に当たる事業者の経営者から、自宅でのホームパーティーへの誘いを受けました。提供される飲食物の費用を適正に負担すれば、供応接待に当たらないと判断しても差し支えありませんか。

答 利害関係者の自宅での飲食については、

- ・提供される飲食物の価額が不透明な場合もあること
- ・招待者が場所を提供しており、その費用も含めた適正な負担額の算定が困難であること
- ・利害関係者の私的空間での飲食に参加すること自体が県民の疑惑や不信を招くおそれがあること

から、飲食物の費用を適正に負担していたとしても、倫理条例及び倫理規則に定められている職員倫理原則及び倫理行動規準に照らして適切ではないと判断される場合があります。

したがって、参加して差し支えないか否かの判断に迷う場合は、事前に倫理監督者（知事部局にあっては総務課）に相談してください（倫理規則第12条）。

79〔上司と参加した利害関係者との会食〕

問 上司から誘われて、利害関係者との会食に参加しました。会食終了後に自分の飲食代を支払おうとしたところ、上司から「自分が代わりに払うので、支払いは不要である」と言われてしまいました。利害関係者が費用負担している可能性もある状況ですが、どのように対応すればいいですか。

答 そのような状況になった場合には、その上司が飲食代を支払っているところをしっかりと確認してください。

もしその場で確認できなかった場合には、同席した他の職員に確認するか、又は、後日その上司に改めて確認することとしてください。

それでも不安に思う場合には、別の上司や倫理監督者（知事部局にあっては総務課）に相談してください（倫理規則第12条）。

（遊技、ゴルフ）

関係条文：倫理規則第6条第1項第7号

80〔遊技の範囲〕

問 「遊技」とはどのようなものが該当しますか。また、ゴルフ以外のスポーツも禁止されますか。

答 麻雀、ポーカーなどが該当します。

なお、ソフトボールやボウリング等のゴルフ以外のスポーツは禁止されません。

81〔ゴルフコンペへの参加〕

問 県職員は、利害関係者が参加するゴルフコンペに参加することはできないのですか。

答 利害関係者と同じ組でプレーすることを意図して参加するようなものでなく、ゴルフコンペの大勢の参加者のうちの一として利害関係者が参加しているという場合は、そのゴルフコンペに参加することは、倫理規則の禁止行為には該当しません。

（旅行）

関係条文：倫理規則第6条第1項第8号

82〔公務のための旅行〕

問 利害関係者と共に旅行をすることが認められている「公務のための旅行」とはどのような場合が該当しますか。

答 「公務のための旅行」とは、出張命令が出されている場合や、これに準じる事情（職務専念義務免除が認められている場合など）が認められる場合で、利害関係者の同行が必要なものを言います。

（第三者に対して禁止行為をさせること）

関係条文：倫理規則第6条第1項第9号

83〔家族に宣伝用物品等を贈与させる行為〕

問 利害関係者に要求して、自分の家族に「広く一般に配布される宣伝用物品や記念品」を提供させることは禁止行為となりますか。

答 「広く一般に配布される宣伝用物品や記念品」であっても、家族などの第三者に提供

させることは、禁止行為となります。

84〔第三者に利益を受けさせる行為が違反となる時点〕

問 第三者に対し禁止行為をさせることについては、利害関係者に要求した時点で違反となるのですか。それとも、利害関係者に要求し、その結果、第三者が利益を受けた時点で違反となるのですか。

答 利害関係者に要求して、その結果、第三者が当該利害関係者から利益を受けた時点で違反となります。

【禁止行為の例外】

関係条文：倫理規則第6条第2項

85〔菓子折りの受領〕

問 利害関係者が年度初めの挨拶ということで、菓子折りを持ってくるがありますが、受け取ることに問題がありますか。

答 一般論として菓子折りは、宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものとは言えないことから、利害関係者から受け取ることは禁止行為となります。

86〔サンプル品・試供品の受領〕

問 利害関係者であるメーカーが自社製品の宣伝のため、サンプル品（試供品）の供与を申し出てきましたが、これを受け取ることに問題がありますか。

答 一般的にサンプル品は宣伝用物品と考えられます。したがって、県だけでなく他の関係者にも配布しているような場合であれば、広く一般に配布するためのものの贈与に該当し、禁止行為とはなりません。

なお、当該宣伝用物品の金額が5千円を超える場合は、贈与等報告書の提出が必要になります。

87〔欠席した立食パーティーの記念品の受領〕

問 利害関係者が主催する立食形式（多数の者が出席）で宴会を催しました。県職員も宴会に招待されましたが、出席は辞退しました。

宴会で記念品が出席者全員に配られましたが、出席していない招待者にも郵送されたため、その職員にも記念品が送られてきました。この場合、立食パーティーでの記念品に準じた取扱いとして受領して差し支えないですか。

答 受領して差し支えありません。

当該記念品については、多数の者が出席する立食パーティーにおいて全員に配られ、パーティーに出席しなかった招待者全員に対して送付されたものであることから、多数の者が出席する立食パーティーにおける記念品に準ずるものとして取り扱います。

なお、当該記念品の金額が5千円を超える場合は、贈与等報告書の提出が必要となります。

88〔県職員のみ無償である立食パーティーへの参加〕

問 多数の者が出席する立食パーティーであれば、県職員のみが無償であっても参加して問題ないですか。

答 県職員と同じような立場で出席している他の者が有償であるにもかかわらず、県職員のみが無償である場合は、県民の疑惑や不信を招くおそれがあることから、適正な自己

負担が求められます。

実質的に見て、なお県民の疑惑や不信を招くおそれがあると考えられる場合は、事前に倫理監督者（知事部局にあっては総務課）に相談してください（倫理規則第12条）。

89〔立食パーティーの費用が5千円を超える場合〕

問 利害関係者が主催する立食パーティーに自己の費用を負担することなく参加したところ、一人当たりの費用が5千円を超えるとのことでした。この場合、贈与等報告書を提出する必要はありますか。

答 倫理条例第6条第1項の「事業者等」には利害関係者も含まれるため、禁止行為の例外として立食パーティーで飲食物の提供を受けた場合であっても、贈与等報告書の提出が必要となります。

90〔立食パーティーに準じたパーティーへの参加〕

問 利害関係者が主催する、大広間で行われる50人以上の者が出席するパーティー（着座形式で座席指定なし）に招待されていますが、利害関係者から飲食物の提供を受けることは、立食ではないので禁止行為となりますか。

答 飲食物の提供を受けることが禁止されない「立食パーティー」には、着席して行われるものであっても、座席が指定されておらず、人数もかなり多い（50名程度以上）ような立食パーティーに準ずる会合も含まれます。

91〔船舶の利用〕

問 職務として利害関係者を訪問した際に、検査業務執行のために船舶を利用することが相当と認められる場合において、利害関係者がその業務等において日常的に利用している船舶に便乗することは、利害関係者の追加的負担を伴わない限りは、倫理規則第6条第2項第4号の「自動車」の利用と同様に、禁止行為の例外として「船舶」の利用を認めることとして差し支えないですか。

答 そのように取り扱って差し支えありません。

92〔職務として出席した会議〕

問 ①倫理規則第6条第2項第5号で禁止行為から除外される「茶菓の提供を受けること」における「職務として出席した会議その他の会合」
②倫理規則第6条第2項第7号で禁止行為から除外される「簡素な飲食物の提供を受けること」における「職務として出席した会議」
とは、それぞれどのような場合が該当しますか。

答 ①の「会議その他の会合」には、②の「会議」に限らず、職務として利害関係者に会う場合が広く含まれます。例えば、職員が打合せのためではなく、単に挨拶することを

目的として利害関係者を訪れた場合でも、それが職務として行われた場合は、第5号の「その他の会合」に該当します。

②の「会議」は、「〇〇会議」と名称の付いたもののほか、会議に準じた職務上の集まりを言います（立入検査、監査等は、「会議」とは取り扱いません。）。

93〔会議における手土産〕

問 利害関係者が会議に出席する際に手土産として職場に持参した菓子折りを、当該会議の場において出席者で食べることは、禁止行為の例外である「茶菓の提供」に該当しますか。

答 菓子折りが会議の場で開けられて出席者全員で食べることを目的としたものであって、一人当たりの単価が安価なものであれば、禁止行為の例外である倫理規則第6条第2項第5号の「茶菓の提供」に当たります。

94〔簡素な飲食物の範囲〕

問 倫理規則第6条第2項第7号の「簡素な飲食物」とは、どの程度のものが想定されているのですか。

答 「簡素な飲食物」とは、一般的には3千円の箱弁程度までを想定していますが、職員以外の出席者の顔ぶれ、会議の会場等の事情（出席者に外国政府等の要人や企業経営者がいる場合、会場がホテルなどの格式が高い場所である場合等）によっては、それを超える金額のものであっても社会通念に照らして相当と認められる場合には、許容される場合もあります。

【禁止行為の例外（私的關係）】

關係条文：倫理規則第7条

95〔近隣の居住者からの香典〕

問 利害關係者である企業の社長が、職員の近隣に居住している關係から、職員が喪主となっている通夜に香典を持ってきました。

近隣に住む者が通夜に訪れることが慣例となっている土地柄であり、常識的な金額の香典であれば、私的な關係に該当するものとして受領して差し支えありませんか。

答 受領して差し支えありません。

本件のようにその土地の慣例にならって通夜に訪れることは、「近所付き合い」という職員の身分にかかわらない關係によるものであり、倫理規則第7条第1項の「私的な關係」に該当することから、香典の額が通常の社交儀礼の範囲内であれば、受領して差し支えありません。

96〔以前の勤務先の同僚〕

問 職員が以前勤務し、現在は利害關係者に該当する企業のかつての同僚等との關係は、私的な關係に該当しますか。

答 職員としての身分にかかわらない關係なので、私的な關係に該当します。

97〔県を退職した者〕

問 県職員としての同僚や先輩で、退職後に利害關係者に該当する企業に再就職した者との關係は、私的な關係に該当しますか。

答 「私的な關係」とは、「職員としての身分にかかわらない關係」を言いますので、職場の同僚や先輩との關係は「私的な關係」には当たりません。その者が退職して私人となった場合であっても、県職員として知り合っており県職員としてその者と接触しているとみなされるため、同様に「私的な關係」には当たりません。

【倫理保持阻害行為】

関係条文：倫理規則第9条

98〔所属職員に配布した場合の取扱い〕

問 組織の長が利害関係者が持参した土産等を受領し、各職員に配布した場合、倫理規則上の取扱いはどうなりますか。

答 利害関係者からの物品の贈与を受けたことにより、組織の長は倫理規則に違反したことになります。また、各職員についても、組織の長が倫理規則違反の行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、その利益を受け取ったり、享受することは倫理規則違反となります。

99〔他任命権者の職員の倫理保持阻害行為〕

問 知事以外の任命権者の職員が、それぞれの任命権者が定める倫理規程に違反する行為によって得た財産上の利益について、知事部局の職員がその事情を知りながら、当該他任命権者の職員からこれを受けることも禁止行為となりますか。

答 他任命権者の職員がそれぞれの倫理規程に違反する行為によって得た財産上の利益についても、知事部局の職員が事情を知りながら受けることは禁止行為となります。

【飲食の届出】

関係条文：倫理規則第10条柱書

100〔利害関係者との飲食の届出が必要となる典型例〕

問 利害関係者と共に飲食をする場合の届出が必要となる典型例はどのようなものですか。

答 典型例としては、次のようなものが考えられます。

- ①業界団体が主催する新年会
- ②視察研修の後や合同で実施したイベントの後の利害関係者との意見交換会
- ③大学のOB・OG会に利害関係者に当たる卒業生がいる場合

ただし、例えば、これらが立食パーティー形式で行われる場合、②を県や県に事務局を置く団体が主催している場合、③の場合で利害関係者が大学時代からの友人である場合などは、届出の対象から除外されます。

101〔新年会の扱い〕

問 利害関係者が出席する新年会に出席する場合は、どのように対応すればよいですか。

答 「新年会」は、規模や参加者など様々なものがあり、一概に判断することは難しいですが、費用負担の考え方・飲食の届出の要否は、以下のとおり整理されます。

- 新春賀詞交歓会のように、透明性・公開性が高く「儀礼的な会合」に当たる場合は、自己の費用を負担することなく出席しても、禁止行為とはなりません（判断基準は問76参照）。

それ以外の新年会については、原則として、自己の飲食の費用を利害関係者に負担させた場合には、禁止行為に該当します。

ただし、多数の者（おおむね20人以上）が集まる立食パーティーやそれに準じるもの（おおむね50人以上が出席する、座席指定のない着座形式）である場合（倫理規則第6条第2項第6号。問88・問90参照）や、参加者が少ない新年会の場合で相手方の利害関係者が私的な関係のある者に限られる場合など県民の疑惑や不信を招くおそれが無いと認められる場合（倫理規則第7条第1項）のように「禁止行為の例外」に該当する場合は、自己の費用を負担することなく出席しても、禁止行為とはなりません。

- 利害関係者が出席する新年会に自己負担等により出席する場合は、原則としては「飲食の届出」の提出が必要です。

ただし、「立食パーティー」である場合、相手方となる利害関係者が市町村職員である場合など、倫理規則第10条各号に定める飲食に該当する場合は、「飲食の届出」も不要となります。

102 〔外郭団体の役職員との飲食〕

問 利害関係者に当たる県の外郭団体の役職員と飲食をする場合は、利害関係者と共に飲食をする場合の届出が必要となりますか。

答 県の外郭団体も、許認可や補助金交付の対象となっているのであれば、利害関係者となり得ます。

ただし、外郭団体の役員に就いている県職員が、当該団体の会合（公式な会合の後に開催される懇親会等も含みます。）で当該団体の役職員と飲食をする場合は、当該団体の役員の立場で参加しているものと考えられ、「利害関係者との飲食」とはいえないことから、届出は不要です。

また、外郭団体に出向（退職出向も含みます。）している県職員と飲食をする場合で、当該団体の役職員が同席していないときは、県職員同士の飲食と評価できることから、届出は不要です。

103 〔事前の届出をしていない利害関係者との飲食〕

問 利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をするには、事前の届出が必要となることから、当日になってから利害関係者から飲食に誘われた場合、事前に届出をしていないことを理由に断るようにした方がよいのでしょうか。

答 利害関係者と共に飲食する際は、事前に届け出る必要がありますが、急に飲食に誘われた場合には「やむを得ない事情」を理由に事後の届出が認められているため、利害関係者からの飲食の誘いを断る必要はありません。

ただし、事後の届出のために必要となることから、飲食の場所、自己負担額、相手方等については記録しておくようにしてください。

104 〔利害関係者の結婚披露宴に出席する場合の祝儀等〕

問 利害関係者の結婚披露宴に職員が出席する場合、祝儀や会費を持参することから飲食について自己の費用を負担することになると思いますが、このような場合には、利害関係者と共に飲食をする場合の届出が必要となりますか。

答 多数の者が出席する一般的な結婚披露宴については、儀礼的なものであり県民の疑惑や不信を招くものではないことから、届出は不要です。

105 〔ホテル等で開催されるパーティーに出席する場合における適正な費用負担〕

問 利害関係者が開催するホテル等でのパーティーに出席する場合、自己の飲食に係る費用を適正に負担しなければ供応接待になってしまうため、主催者に会食の総額を確認する必要があるとされています。

ホテル等でパーティーを開催する場合、会場代や飲食代のほか、設備・機材の使用料や装花代、控室の使用料など様々な費用がかかると思いますが、どの範囲まで負担すれ

ば適正に費用負担したことになりますか。

答 基本的な考え方としては、会場代（飲食を伴うパーティーに係る部分に限る。）及び飲食代については、職員が確実に受益したといえるサービスの費用といえるため、適正な費用負担が必要となる部分と考えられます。

一方、その他の設備や機材の使用料等は、主催者の判断で手配されているサービスの費用であり、職員が受益したものとは言えない場合は、その部分について職員が費用負担する必要はありません。

判断に迷われた場合は、事前に倫理監督者（知事部局にあっては総務課）に相談してください（倫理規則第12条）。

106〔領収書やレシートによる総額の確認〕

問 自己の飲食に係る費用を適正に負担するため、領収書やレシートにより飲食の総額を確認する必要があるとされていますが、領収書やレシートの写しを保管しておく必要はありますか。

答 飲食の場面は様々であるため、必ずしも領収書やレシートを保管しておく必要があるものではありませんが、相手方の協力が得られる場合には、領収書等の写しを入手したり、その場でスマートフォンで撮影したりするなどの対応をとることとしてください。

107〔利害関係者と飲食の会場で同席しただけの場合〕

問 利害関係者が参加するとの情報がなかったため、事前の届出を提出することなく飲食を伴う会合に参加したところ、会場内に利害関係者がいることに気が付きました。しかし、最後まで会話を交わしていません。この場合であっても、利害関係者との飲食として事後の届出が必要となりますか。

答 飲食の届出は、利害関係者と飲食の場を共にしたかどうかを通じて、不適切な関係につながることを未然に防止しようとするものです。そのため、実際に会話をしたかどうかを問わず、利害関係者が飲食の場にいることに気づいた場合には、事後の届出を提出してください。

108〔届出をした飲食に不参加となった場合の手続〕

問 利害関係者と共に飲食することを予定していた会合について、事前の届出を提出していましたが、その後業務の都合により欠席することになりました。この場合に何か手続が必要となるのでしょうか。

答 様式は問いませんので、届出の提出先に、簡単に理由を付して届出をした飲食に欠席することになった旨を連絡してください。直前に欠席することが決まった場合には、事後の連絡となっても差し支えありません。

109〔事前の届出の内容と実際の飲食の内容に違いがある場合〕

問 利害関係者との飲食が、急遽二次会まで行われたため、事前の届出時点で予定していた自己負担額よりも自己負担額が増加しました。また、事前の届出には記載していない利害関係者が二次会から参加していました。事前の届出と実際の飲食の内容に違いがある場合には、改めて届出をする必要があるのでしょうか。

答 事前の届出と実際の飲食との間に、一定程度の違いがあることはやむを得ませんので、原則として、事前の届出の内容と実際の飲食の内容に違いがある場合でも改めて届出をする必要はありません。

しかし、利害関係者との飲食の事実を明らかにし、不適切な関係につながることを防止する観点から、以下のような場合には「やむを得ない事情」があるとして事後の届出の提出をお願いします。

- ① 事前の届出では記載していなかった利害関係者であって、届出済の利害関係者とは所属する会社等が異なるものがいた場合には、その利害関係者との飲食の事実について事後の届出をするようにしてください。
- ② 参加者、場所、自己負担額等の観点から、事前の届出で記載していた飲食とは全く違う内容の飲食となった場合には、届出によって飲食の事実を明らかにしているとは言えないため、実際の飲食に即した形で、事後の届出をするようにしてください。

110〔事後の届出の期限〕

問 事後において「速やかに」届出をしたと言えるには、飲食をした日からどの程度の日数までに届出をする必要がありますか。

答 利害関係者と共に飲食した際の状況によっては、飲食を主催した者に確認をしなければ自己の飲食に要する費用を確定できないといった、届出事項の把握に職員以外の者の協力を要するため、届出に日数を要する場合があります。したがって、届出の期限は一律に定まるものではありません。

しかし、職員が届出に必要な情報の収集を怠っている場合や、届出に必要な情報を得たにもかかわらず理由なく届出を行わないでいる場合には、「速やかに」届出をしていないとして届出義務違反となり得ます。

111〔禁止行為の例外となる飲食について自己の費用を負担した場合〕

問 職務として出席する予定の会議において、利害関係者にいわゆる箱弁を注文してもらい、当該利害関係者と共に食べることになりそうです。箱弁の代金は当日徴収されます。倫理規則上、職務として出席した会議において箱弁のような簡素な飲食物の提供を受けることは禁止行為の例外に当たり、代金を支払わない場合であれば当然に飲食の届出義務は生じません。このこととのバランスを考えると、代金を支払った場合には飲食の届出は不要と考えてよいのでしょうか。

答 原則としては、代金を支払って利害関係者と飲食を共にする場合、飲食の届出は必要となります。

ただし、設問のような事例においては、会議に職務として出席するのは一般には勤務時間内と考えられるため、自己の飲食に要する費用を負担した上で提供された箱弁を利害関係者とともに食べることは、勤務時間内の飲食として飲食の届出が不要になる場合が多いと考えられます。

【届出の対象から除外される飲食】

関係条文：倫理規則第10条各号

（県又は県に事務局を置く団体が主催する会合での飲食）

112〔団体の支部〕

問 ある団体について本部と支部とが存在し、県は支部についてのみ事務局を担当している場合、当該団体の本部が主催する会合での飲食は、届出の対象から除外されますか。

答 本部が主催する会合の参加者や飲食の内容について、県が組織的に関与していませんので、届出の対象からは除外されません。

（事業者等により構成される団体が主催する会合での飲食）

113〔想定外の利害関係者が参加する懇親会〕

問 業界団体が主催する社員総会に業務として出席し、当該総会に付随して同業界団体が主催する懇親会に出席したところ、事前に想定していなかった、当該団体の構成員に当たらない利害関係者が同席していました。この場合においては、事後の届出は必要でしょうか。

答 業界団体が主催する会議等に職務として出席する場合に、当該会議等に付随して当該団体が主催する会合において利害関係者と共に飲食をする場合に届出を不要とした趣旨は、職員が当該会議等への出席が予想される利害関係者と飲食を共にすることを県が組織として把握しているためであることを鑑みると、事前に想定していなかった利害関係者が同席していた場合は、透明性が確保されていないことから、事後に飲食の届出を行っていただく必要があります。

114〔二次会の取扱い〕

問 業界団体が主催する社員総会に付随して同業界団体が主催する懇親会が実施されます。懇親会の後、二次会も実施される旨、事前の通知に明記されていますが、懇親会が届出不要となる場合、二次会についても「付随して当該団体が主催する会合」として届出不要となるのでしょうか。

答 二次会は、一般的には参加者等が事前に明らかになっておらず、組織として会合の内容等を事前に把握できるものではないことから「付随して当該団体が主催する会合」には当たらず、懇親会自体が届出不要となる場合でも、利害関係者と共に飲食する二次会に参加する場合には、飲食の届出を提出することになります。

115〔講演会の主催者による懇親会があることを当日に知った場合の取扱い〕

問 業界団体が主催する講演会に参加したところ、講演会後に講師との懇親会も実施されることがわかりました。事前の案内には懇親会が実施される旨は明記されていませんでした。この場合でも、この懇親会は「講演会に付随して講演会の主催者が主催する会合」

に当たるとして、飲食の届出は不要と考えてよいでしょうか。

答 懇親会があることを当日になって知った場合には、県が組織として職員の参加を把握しておらず、透明性を確保できていませんので、この懇親会は「講演会に付随して講演会の主催者が主催する会合」に当たらず、飲食の届出が必要となります。

（勤務する時間内における飲食）

116〔会議が正規の勤務時間外まで開催される場合における勤務時間内の飲食〕

問 正規の勤務時間外まで開催される会議の中で、利害関係者の負担によることなく、利害関係者と共に飲食をすることは、「勤務する時間」内の飲食となるのでしょうか。

答 「勤務する時間」は正規の勤務時間であるか時間外勤務の時間であるかを問わず、現に勤務している時間を意味し、今回の場合には出席した会議が終了する時点まで、現に勤務している時間であると考えられます。したがって、会議終了時点までに利害関係者と共にした飲食は「勤務する時間」内の飲食となります。

117〔職務専念義務が免除されている時間の取扱い〕

問 職務専念義務が免除されている時間は、「勤務する時間」に当たりますか。

答 「勤務する時間」に当たります。職務専念義務の免除を承認した段階で、組織としては免除の事由と時間を把握していますので、その承認を受けた時間内で利害関係者と飲食を共にしても、不適切な関係につながるリスクは低くなっているものと考えられるためです。

（公務員との飲食）

118〔消防団員〕

問 利害関係者である個人事業主が、特別職の市町村職員である消防団員の身分も有している場合、当該個人事業主と自己負担で会食するときは「公務員との飲食」として届出の対象外となりますか。

答 飲食を伴う会合などに、消防団を代表して、又は、消防団員複数名で参加しているような場合は、消防団員としての立場で職員と飲食を共にしていると考えられるため、届出の対象外となります。

そのように判断される特段の事情がない限りは、個人事業主としての立場で飲食を共にしていると考えるのが一般的であり、届出が必要となります。

（私的関係がある利害関係者との飲食）

119〔利害関係者が出席する大学等の同窓会〕

問 高校や大学の同窓会等で利害関係者に該当する者と飲食をする場合は、届出が必要となりますか。

答 高校や大学時代の友人と同窓会等で飲食を共にする場合は、職員としての身分にかかわらず「私的な関係」がある者との飲食に該当するため、届出は不要です。

120〔地域の会合で利害関係者と飲食をする場合〕

問 自宅の近隣住民が利害関係者に該当する企業の社員であることがわかりました。その近隣住民と町内会の会合等で飲食をする場合も、利害関係者と共に飲食をする場合の届出が必要になりますか。

答 当該利害関係者と地域住民の一人として飲食をする場合は、「私的な関係」がある者との飲食に該当するため、届出は不要です。

ただし、当該利害関係者と二人だけで飲食をする場合等、「県民の疑惑や不信を招くおそれがない」とは言えない場合は、届出が必要になります。

（県の負担による飲食）

121〔県の負担〕

問 「県の負担において」飲食をすることを予定していますが、当該飲食に係る予算を確保した段階で「県の負担において」飲食するものと考えてよいですか。

答 予算を確保するだけでなく、実際に当該予算を特定の飲食で支出することについて、決裁等により組織的に決定をした段階で、「県の負担において」飲食するものとなります。なお、その後実際には「県の負担」によらなかった場合、「やむを得ない事情」によるものとして、速やかに事後の届出をするようにしてください。

【講演等に関する規制】

関係条文：倫理規則第 11 条

122〔講演等の依頼があった場合〕

問 利害関係者から報酬を受けて講演等を行おうとする場合に、受託許可と倫理監督者の承認はどのような関係となりますか。

答 利害関係者から報酬を受けて講演等を行おうとする場合には、報酬を受けることから、**地方公務員法第 38 条第 1 項の受託許可を得ることが必要となります。受託許可を得て行うものであれば、倫理監督者の承認は不要となるため、まずは受託許可を受けることが可能であるか各部局の担当に相談してください。**

また、受託許可を得て行うものであれば、報酬について贈与等報告書を提出する必要はありません（倫理規則第 11 条及び第 13 条）。

なお、報酬の他に旅費や宿泊費を合わせて受け取る場合には、実費相当額の範囲内としてください。